

附 則

- 一 この告示は、平成十七年〇月〇日から施行する。
- 二 改正後の平成十二年建設省告示第千四百二十五号の規定の適用については、日本工業規格A四二〇一（建築物等の避雷設備（避雷針））―一九九二に適合する構造の避雷設備は、日本工業規格A四二〇一（建築物等の雷保護）―二〇〇三に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす。